

令和4年 第4回八頭町議会臨時会 提案理由

令和4年4月14日

報告第1号

債権の放棄について（簡易水道料金）

簡易水道料金につきましては、債務者の倒産、死亡及び、生活保護等の生活困窮により、徴収困難となりました簡易水道料金、91万2千100円を八頭町簡易水道事業給水条例第30条第1項の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第2号

債権の放棄について（公共下水道使用料）

公共下水道使用料につきましては、債務者が執行停止後3年継続し、債務が消滅したもので、徴収困難となりました公共下水道料金、17万8千400円を八頭町債権管理条例第12条の規定により、債権を放棄いたしました。

報告第3号

債権の放棄について（農業集落排水使用料）

農業集落排水使用料につきましては、債務者の死亡、生活保護等の生活困窮により、徴収困難となりました農業集落排水使用料、81万8千810円を八頭町債権管理条例第13条の規定により、債権を放棄いたしました。

議案第60号

専決処分の承認を求めることについて（八頭町税条例等の一部改正）

令和4年3月31日に「地方税法の一部を改正する法律」が公布されました。

今回の主な改正は、個人住民税において所得税から引き切れなかった住宅ローン控除額の個人住民税控除制度の追加などです。

また、固定資産税においては、水害軽減機能を有する指定時留保全区域の土地について、課税標準の特例を設ける措置が追加されています。

この度、これらの改正にあわせて、八頭町税条例等の所要の改正を行ったものです。

議案第61号

専決処分の承認を求めることについて(八頭町国民健康保険税条例の一部改正)

令和4年3月31日に「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布され、基礎課税部分(いわゆる医療費分)の課税限度額が、65万円(現行63万円)に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が、20万円(現行19万円)に上げられました。

この度、この改正にあわせて、八頭町国民健康保険税条例の所要の改正を行ったものです。

議案第62号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第1項の規定に基づき設置するもので、この度、奥平 徹さんを固定資産評価員に選任しようとするものです。

奥平 徹さんは、平成2年4月、旧の郡家町役場に奉職され、合併後、税務課、産業観光課での勤務後、教育委員会社会教育課長を歴任し、令和4年4月から税務課長に就任いたしました。

見識も深く、固定資産の評価に関します知識も豊富で、適任者と考えております。

議案第63号

姫路公園の指定管理者の指定について

姫路公園の指定管理につきましては、1月末の指定管理候補者の辞退に伴いまして、改めて公募を行い、2月24日から3月10日まで募集要項を公開し、行政無線放送、町ホームページでの周知を行いました。

また、応募書類の受付を3月17日までとし、結果、3団体から応募があったところです。

指定管理者の選定につきましては、3月25日開催の選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただき、選定基準を基に、次の団体が適格であると判断し、選定をいたしました。

指定管理者となる団体の所在地及び名称は、鳥取市栄町627 MARCHING bldg. 2F (マーチングビル2階) 株式会社 Workplays (ワークプレイス) 代表取締役 奥村 隆史(おくむら たかし) 氏で、指定の期間は、令和4年4月15日から令和7年3月31日までです。

指定管理料は、年440万円、指定期間中の指定管理料は1千320万円であります。

議案第64号

令和4年度八頭町一般会計補正予算(第1号)

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1千266万8千円を追加するものです。

歳入を申し上げます。国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億620万円余、諸収入は、歩道除雪機購入負担金、80万円余、移住・定住・交流推進支援事業助成金、200万円を計上し、町債、350万円の追加であります。

次に歳出です。総務費では、地域振興事業、200万円、新型コロナウイルス感染症対策事業、1億620万円余の計上です。農林水産費として、姫路公園管理運営費、440万円、土木費は、除雪機械購入費、440万円余を追加し、予備費で調整をしております。